

改正

令和2年3月27日告示第33号

令和4年3月22日告示第19号

基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、もって地域社会に貢献すると認めた産業団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む（同種の行為を反復、継続、独立して行っていることをいう。）個人事業者（事業を行う個人を含む。）及び法人事業者（資本金1億円未満の事業者に限る。）をいう。
- (2) 団体 事業者が共通の目的で設立した団体で定款又は規約及び会計を有するものをいう。
- (3) 任意の団体 3以上の事業者が連名により申請する場合において、事業目的及び事業内容によって各事業者の役割が明確であるものをいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に規定する者とする。

- (1) A事業及びB事業
 - ア 事業者
 - イ 団体
 - ウ 任意の団体
- (2) C事業 基山町認定農業者制度要綱（平成7年告示第15号）第7条に規定する認定農業者若しくは認定農業者になろうとする者又は農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (3) D事業 町長が特に必要と認めた団体

- 2 補助事業者は、町内に事業所等を有する者とする。
- 3 補助事業者以外の者と連携した事業の場合は、第1項の規定及び補助金の支出先にならないことを前提に認めることとする。
- 4 補助事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 5 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の事業区分等）

第4条 補助金の交付の事業区分、対象事業の要件、採択要件、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（事業の申請）

第5条 補助金の申請をしようとする者（A事業、B事業又はC事業を行う者に限る。）は、予算の範囲内で公募し、町長が別に定める日までに事業提案書（補助事業提案申請書（様式第1号）、補助事業実施計画書（様式第2号）及び補助事業予算計画書（様式第3号））を町長に提出しなければならない。

- 2 補助金の申請をしようとする者（D事業を行う者に限る。）は、毎年10月末までに補助事業計画に基づく要望書（様式第4号）に、任意の説明資料を添えて提出し、町長の審査を受けなければならない。

（基山町産業振興補助金審査委員会の設置）

第6条 町長は、前条第1項の申請を受領したときは、申請を認めるかについて付議するために、基山町産業振興補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の調査審議報告）

第7条 委員会は、町長の付議に応じ事業提案書の審査及び審議を行い、町長にその結果を報告するものとする。

（委員会の組織）

第8条 委員会は、次に掲げる者で組織し、町長が委嘱又は任命する。

- （1）副町長
- （2）総務課長
- （3）財政課長
- （4）産業振興課長
- （5）まちづくり課長
- （6）建設課長
- （7）関係行政機関の職員

（委員会の委員長及び副委員長）

第9条 委員会の委員長には副町長を充て、副委員長には総務課長を充てる。

- 2 委員長は、委員会の会議を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、緊急の必要により委員会の会議を招集するいとまがないと委員長が認めるときは、持ち回りの決裁等の方法により審査を行うことができる。

（委員会の庶務）

第11条 委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

（事業の認定）

第12条 町長は、委員会の報告を受けて、補助対象の可否を認定したときは、その結果を申請者に

基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助事業の認定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（適用除外）

第13条 申請のあった事業について、国又は県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象としないものとする。

（補助金の交付申請）

第14条 第5条第2項の規定により適当と認められた者及び第12条の認定を受けた者は、規則第3条の規定に基づき基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に町の補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 第1項の申請書の提出時期は、町長が別に定める日までとする。

4 第1項の申請書が到着してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付決定等）

第15条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは規則第6条の規定に基づき基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の条件等）

第16条 規則第5条第2項の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業者は、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2） 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。
- （3） 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- （4） 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな

った場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(6) 町長は、次に掲げる場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。

ア 補助事業者がこの要綱又は規則に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合

イ 補助事業者が補助金を補助金に係る事業以外の用途に使用した場合

ウ 補助事業者が補助金に関して不正その他不適当な行為をした場合

エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合

2 補助事業者は、前項第2号の規定により補助事業の内容を変更する場合には、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金変更承認申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の変更申請書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、当該変更申請に係る変更を必要と認めるときは基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金変更承認通知書（様式第9号）により、変更を必要でないと認めるときは基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金変更不承認通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知しなければならない。

4 補助事業者は、第1項第3号の規定により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金中止（廃止）承認申請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の申請に基づき書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る中止又は廃止を必要と認めるときは基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金中止（廃止）承認通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、規則第11条の規定に基づき基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金実績報告書（様式第13号）、補助事業実施報告書（様式第14号）及び補助事業決算書（様式第15号）を町長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は交付の決定のあった年度の3月31日（補助金が概算払で支払われた場合は、翌年度の4月30日）のいずれか早い日までとする。

(額の確定)

第18条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、規則第12条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定し、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金確定通知書（様式第16号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第19条 補助事業者は、前条の確定通知書を受領した後、規則第14条の規定に基づき補助金の交付を請求しようとするときは、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付請求書（様式第17号）により、町長に請求しなければならない。

2 この補助金は、町長が必要と認めた場合には、交付決定額の8割（D事業については、別に定める割合）を上限に概算払で交付することができる。この場合においては、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金概算払請求書（様式第18号）により、町長に請求しなければならない。

3 町長は、第1項又は前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第20条 規則第18条ただし書に規定する財産処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

2 規則第18条第2号の規定に基づき町長が別に定める財産は、それぞれ1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

3 補助事業者は、第1項の期間内において補助事業等により取得した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保にする場合は、事前に町長の承認を受けなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年度分の補助金における事業の申請に関する読替え)

2 平成29年度分の補助金における事業の申請の適用については、第5条第2項中「毎年10月末」

とあるのは、「4月末」とする。

(基山町告示を廃止する告示の一部改正)

3 基山町告示を廃止する告示(昭和63年告示第49号)の一部を次のように改正する。

第73条の次に次の3条を加える。

第74条 産業振興に寄与する団体に対する補助金交付規程(昭和47年告示第3号)は、廃止する。

第75条 基山町農林業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱(平成7年告示第36号)は、廃止する。

第76条 基山町商工観光等の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱(平成7年告示第41号)は、廃止する。

(基山町告示を廃止する告示の一部改正に伴う経過措置)

4 この告示の施行前に廃止前の産業振興に寄与する団体に対する補助金交付規程、基山町農林業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱及び基山町商工観光等の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱の規定によりなされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月27日告示第33号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日告示第19号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

事業区分	対象事業の要件	採択要件	補助率	補助金額
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大及び規模拡大を行う事業	1 A事業については、自社の経営改善、生産性の向上を伴う事業であること。 2 B事業については、次の要件を全て満たすこと。 ・連携による事業で、定着が見込める事業 ・他への波及効果が高いと認められる事業	3分の1以内。 ただし、補助事業者が第3条第1項第1号イ又はウに規定する者の場合は、2分の1以内とする。	事業費の下限 300,000円 補助金の上限 1,000,000円
B事業	賑わいの創出や新たな	められる事業	2分の1以内。	

	な特産品等の開発に 寄与する事業であっ て、公益性が高いと認 めた事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町外への発信効果が高い事 業 3 A事業及びB事業につい ては、新規性があることと し、単なる既存の事業でない こと。（既存事業で、新たな 取組を付加した事業） 	ただし、補助事 業者が第3条 第1項第1号 イ又はウに規 定する者の場 合は、3分の2 以内とする。	
C事業	認定農業者若しくは 認定農業者になろう とする者又は農地所 有適格法人が、単独で 取り組む新規作物等 の導入又は3割以上 の規模拡大を行うた めに係る経費で、事業 の継続性が高いと認 めた事業	<ul style="list-style-type: none"> 4 C事業については、継続性 があること。 5 A事業、B事業及びC事業 については、同一事業内容で の採択は1回に限る。 6 D事業については、毎年の 事業内容の見直し及び業務 の改善を行うこと。 7 災害等の復旧に係る経費 及び修繕等に係る経費でな いこと。 	3分の2以内	事業費の下限 100,000円 補助金の上限 2,000,000円
D事業	町長が特に必要と認 めた団体が行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 8 機械及び器具のうち、中古 資産の購入は50万円以下の ものであること。ただし、別 に算出した残存簿価相当額 以下の場合とする。 9 補助金の交付決定前に支 出された経費でないこと。 	定額	定額

基山町長 様

補助事業提案申請書

基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱第5条の規定により、
次のとおり事業提案します。

提案者 (共同提案の場合、代表団体 又は事業者を記入)	提案名			
	事業者名又は 団体名			
	所在地			
	氏名又は 代表者名	印		
	担当者名		連絡先	
提案内容				
事業区分	事業	事業費	円	

※補助事業実施計画書の内容を要約し、簡潔に記入すること。

1. 事業の目的等

2. 事業の内容

3. 事業の手法

4. 作業スケジュール

注) 枚数制限なし、必要な場合には補足説明図（A4判）等を添付すること。

項 目	内 訳
謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料 委託料 備品購入費 その他諸経費	
小 計	
消費税及び地方消費税	
合 計	

補助事業計画に基づく要望書

年 月 日

基山町長 様

団 体 名

代 表 者 名

連 絡 先 住 所

電 話

印

以下のとおり要望いたします。

記

1. 要望額 _____ 円

（前年度からの増減額 _____ 円）

2. 増減の理由

3. 事業の見直し及び業務の改善内容（※具体的かつ簡潔に記入すること。）

様

基山町長

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助事業の認定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業については、（補助対象とする・補助対象としない）ので、その旨通知します。

記

- 1 補助事業提案名
- 2 認定事業区分
- 3 補助対象としない理由

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

基山町長 様

住 所

事業者名又は団体名

代表者名

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号において認定を受けた補助事業について、
下記のとおり事業を実施したいので、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補
助金交付要綱第14条の規定により、金 円（ ）の交付を申請
します。

注：交付申請額の右側に括弧書で、仕入れに係る消費税等相当額について、これを
減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、
同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

1 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費(A)+(B)	負 担 区 分	
		町費 (A)	その他 (B)
基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金	円	円	円
合 計			

2 事業の効果

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	備 考
町 費		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	備 考
基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金		
計		

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった事業について、下記のとおり交付決定したので、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

交付決定額

金

円

基山町長 様

住 所
事業者名又は団体名
代表者名 印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け（注1）]たいので、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更項目

3 添付書類

変更前変更後の状況が分かる書類。記載事項については、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付申請書(様式第6号)に準ずる。(注2)

(注1) 金額に変更の無い場合は[]の部分は除くこと。

(注2) 補助金交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で記載すること。

様

基山町長

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり変更を承認したので、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

1 承認の理由

2 変更の内容

様

基山町長

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記の理由により変更を承認できませんので、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

不承認の理由

（不服申立て及び取消訴訟）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、基山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、基山町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

基山町長 様

住 所

事業者名又は団体名

代表者名

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金中止（廃止）承認
申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、
下記の理由で事業を中止（廃止）したいので、基山町産業の振興に寄与する団体等
に対する補助金交付要綱第16条の規定により申請します。

記

1 当初完了予定年月日 年 月 日

2 中止（廃止）する理由

3 その他説明資料

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金中止（廃止）承認
通知書

年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあった事業について、当該
事業を中止（廃止）することを承認したので、基山町産業の振興に寄与する団体等に対
する補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

基山町長 様

住 所

事業者名又は団体名

代表者名

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び 年 月 日付け 第 号で変更通知）のあった補助金に係る事業について、下記のとおり実施したので、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱第17条の規定により、下記書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業実施報告書（様式第14号）
2. 補助事業決算書（様式第15号）
3. その他町長が必要と認める書類

1. 事業の目的等

2. 事業の内容

3. 事業の手法

4. 作業スケジュール

注) 枚数制限なし、必要な場合には補足説明図（A4判）等を添付すること。

補助事業決算書

(収入)

(単位:円)

項 目	内 訳
町 費	
そ の 他	
合 計	

(支出)

(単位:円)

項 目	内 訳
謝金	
旅費	
消耗品費	
印刷製本費	
通信運搬費	
使用料	
委託料	
備品購入費	
その他諸経費	
小 計	
消費税及び地方消費税	
合 計	

第 号
年 月 日

様

基山町長

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱第18条の規定により通知します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 3 その他 | | |

基山町長 様

住 所

事業者名又は団体名

代表者名

印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった事業について、金 円精算払により交付されるよう基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱第 19 条の規定により請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・労働金庫
	農協・信用金庫
	本店・支店・出張所
	本所・支所
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

基山町長 様

住 所
 事業者名又は団体名
 代表者名 印

年度基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があつた事業について、金 円概算払により交付されるよう基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金交付要綱第19条の規定により請求します。

記

事業内容	交付決定額 A	出来高 B	既受領額 C	今回請求額 D	残額 A - C - D	備 考
計						

振込先

金融機関名	銀行・労働金庫 農協・信用金庫 本店・支店・出張所 本所・支所
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	